

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 7 年 2 月 28 日（諮問第 195 号）

答申日：令和 7 年 9 月 26 日（答申第 195 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 6 年 1 月 25 日付け北九文館第 115 号で審査請求人に対して行った行政文書不開示決定の処分（以下「原処分」という。）について、適切な文書を公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 請求事項 1 について、通常は標準処理期間を定めた文書が存在するのでそれを公開すること。

文書館が「行政文書の開示については、速やかな開示を行う必要がある」としており、根拠もなくそのような必要があるとは考えられないため、根拠があるのは自明。

(2) 請求事項 2 について、速やかな開示を行なうために費用納付の方法を敢えて限定していることから、納付書による納付の場合にはそれが不可能であるとする理由や根拠となる文書があることは自明である。

文書館が「納付書では速やかな開示ができない」旨主張しており、そうした主張の根拠があるのは自明。

(3) 請求事項 3 について、「九州では納入通知書を発行していない県が多い」などと職員が発言していた事実があるため、その事実を把握している資料があるのは自明である。

文書館職員が九州各自治体と比較して、北九州市の運用が正常である旨主張していたので、そうした主張の根拠があるのは自明。

(4) 請求事項 4 について、具体的な比較検討もせずに「速やかな開示を行うため」などとして費用納付の方法を敢えて限定しているとは考えられないため、資料が

あるのは自明である。

具体的な比較検討もせずに「納付書では速やかな開示ができない」旨主張することが不可能であると考えられるものであり、そうした主張の根拠があるのは自明。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和6年11月9日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年11月25日付け北九文館第115号で不開示決定を行ったところ、これを不服として同年11月28日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

北九州市長（以下「処分庁」という。）が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 審査請求人は、令和6年11月9日付けで、条例第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対して、次の行政文書（以下「本件請求」という。）の開示を行った。

請求する行政文書の名称又は内容は、以下のとおりである。

北九文館第104号において、「行政文書の開示については、速やかな開示を行う必要があるため、写しの送付の方法による場合は、当該費用の納付を普通為替、定額小為替又は現金書留としており、納入通知書（あるいは納付書）は発行していない。」と記載があることについて、

1. 「行政文書の開示については、速やかな開示を行う必要がある」とする根拠規定。
2. 「当該費用の納付を普通為替、定額小為替又は現金書留」としない場合に、「行政文書の開示については、速やかな開示を行う」ことができない根拠。
3. 納入通知書（あるいは納付書）を発行している自治体において、むしろ北九州市よりも速やかな開示が行われている事実を把握していることがわかる資料
4. 「当該費用の納付」について「普通為替、定額小為替又は現金書留」以外の納入方法について比較検討した事実がわかる資料

(2) 処分庁は、本件請求にかかる行政文書の開示請求について、令和6年11月25日付けで、行政文書を不開示とする旨の決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、令和6年11月28日付けで、上記不開示決定に対する本件審査請求を提起した。

- (4) 本件審査請求の理由について、審査請求人は、審査請求書の「5 審査請求の理由」において、請求事項ごとにその理由を記載しているが、次に掲げる理由により本件処分は適法である。
- (5) 「請求事項 1 について、通常は標準処理期間を定めた文書が存在するのでそれを公開すること。」と主張しているが、本市の行政文書の開示については、標準処理期間を定めておらず、運用上、行政文書の開示は速やかに実施している。このため、標準処理期間を定めた文書は存在しない。
- なお、条例上、行政文書の開示決定は、開示請求日から 15 日以内にしなければならない規定（第 12 条）はあるが、開示を行う時期に関する規定はない。
- (6) 「請求事項 2 について、速やかな開示を行うために費用納付の方法を敢えて限定していることから、納付書による納付の場合にはそれが不可能であるとする理由や根拠となる文書があることは自明である。」と主張しているが、納付書による納付の場合には速やかな納付が不可能であるとする理由や根拠となる文書は作成していない。このため、当該文書は存在しない。
- (7) なお、写しの送付に関する事務取扱として、費用の納付方法を普通為替、定額小為替又は現金書留としていることについては、北九州市行政文書開示事務取扱要領（以下「要領」という。）に定めがあり、その中で「費用及び郵送料の支払方法は、原則として、費用及び郵送料の合計額を、現金書留、普通為替又は定額小為替により文書館に送付するものとする。定額小為替の場合は、送付金額と費用及び郵送料との差額を切手により返送するものとする。」としており、納入通知書（あるいは納付書）による方法については、記載がないが、この要領は法令ではなく内規であるため、「請求事項 2」のいう「根拠」とは考えていない。
- 運用上、郵便での開示請求の際の費用の送付については、歳入確認に日数を要する等の問題もあり納入通知書（あるいは納付書）による方法は行っておらず、現金書留、普通為替又は定額小為替のいずれかの方法での送付を開示請求者にお願している。
- (8) 「請求事項 3 について、「九州では納入通知書を発行していない県が多い」などと職員が発言した事実があるため、その事実を把握している資料があるのは自明である。」と主張しているが、そうした職員の発言の事実は確認できないが、仮にそうした発言があったとしても、「九州では納入通知書を発行していない県が多い」といった事実を把握している資料も保有していない。このため、当該資料は存在しない。
- (9) 「請求事項 4 について、具体的な比較検討もせずに「速やかな開示を行うため」などとして費用納付の方法を敢えて限定しているとは考えられないため、資料があるのは自明である。」と主張しているが、運用上、郵送での開示請求の際の費用の納付の方法を現金書留、普通為替又は定額小為替のいずれかの方法での送付

をお願いしているが、具体的な比較検討までは行っておらず、そうした資料は存在していない。

- 3 よって、本件処分は適法であるため、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和7年 2月28日 諮問の受付
- ② 令和7年 5月27日 審議
- ③ 令和7年 7月 1日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和7年 7月30日 審議
- ⑤ 令和7年 9月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の不開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書について、行政文書の不存在を理由として不開示するとの決定を行ったが、審査請求人はそれを不服とし、更に本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の請求事項1について

審査請求人は、通常は標準処理期間を定めた文書が存在することや、速やかな開示を行うことについて根拠があることは自明である等主張し、処分庁は、行政文書の開示決定後、実際の開示に関する標準処理期間は定めておらず、運用上、行政文書の開示は速やかに実施しているため、本件対象文書は存在しない旨主張している。

当審査会が確認したところ、条例及び北九州市情報公開条例施行規則（平成14年北九州市規則第15号。以下「規則」という。）には、行政文書の開示決定の期間に関する規定はあるが、当該開示決定後の実際の開示に係る期間については規定がなく、要領にも本件対象文書の請求事項1に該当する文書も確認できなかった。また、当該文書が存在することをうかがわせる特段の事実も存しないことから、処分庁が不開示決定を行ったことについて、違法又は不当な点は認められないというべきである。

(2) 本件対象文書の請求事項 2 について

審査請求人は、速やかな開示を行なうために費用納付の方法を敢えて限定していることから、納付の場合にはそれが不可能であるとする理由や根拠となる文書があることは自明である等主張し、処分庁は、納付書による納付の場合には速やかな納付が不可能であるとする理由や根拠となる文書は作成していないこと、また、運用上、郵便での開示請求の際の費用の送付については、歳入確認に日数を要する等の問題もあり納入通知書（あるいは納付書）による方法を行っておらず、現金書留、普通為替又は定額小為替のいずれかの方法での送付を開示請求者をお願いしている等主張している。

当審査会が確認したところ、条例、規則及び要領において、納付書による納付の場合にはそれが不可能であるとする理由や根拠となる文書は確認できなかった。また、そうした文書が存在することをうかがわせる特段の事実も存しないことから、処分庁が開示決定を行ったことについて、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件対象文書の請求事項 3 について

審査請求人は、文書館職員が九州各自治体と比較して、北九州市の運用が正常である旨主張していたので根拠があるのは自明と主張し、処分庁は、そうした職員の発言はないこと、また九州各自治体と比較した資料もない旨主張している。

当審査会が確認したところ、そうした文書は確認できず、また、当該文書が存在すると判断するに足る事情も存しないことから、処分庁が開示決定を行ったことについて、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 本件対象文書の請求事項 4 について

審査請求人は、具体的な比較検討もせずに納付書では速やかな開示ができない旨主張することが不可能であることから、当該主張の根拠があるのは自明であると主張し、処分庁は、運用上費用の納付の方法を定めており、具体的な比較検討まで行っていないことから、そうした文書はないと主張している。

当審査会が確認したところ、そうした文書は確認できず、また、当該文書が存在すると判断するに足る事情も存しないことから、処分庁が開示決定を行ったことについて、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求には

その理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美